2　一般事業主行動計画の改正

㈠　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が一〇〇人を超えるものが、一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況を把握し、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならないこととした。この場合において、一般事業主行動計画において定める次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標については、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならないものとした。（第一二条第三項関係）

㈡　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が一〇〇人以下のものが、一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況を把握し、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めるよう努めなければならないこととした。この場合において、一般事業主行動計画において定める次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標については、その雇用する労働者の育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めるよう努めなければならないものとした。（第一二条第六項関係）

3　特定事業主行動計画の改正

特定事業主（国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものをいう。）が、特定事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況を把握し、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならないこととした。この場合において、一般事業主行動計画において定める次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標については、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならないものとした。（第一九条第三項関係）

4　期限の延長

次世代育成支援対策推進法の有効期限を一〇年間延長し、令和一七年三月三一日までとした。（附則第二条第一項関係）

四　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第三条～第一三条関係）

3　施行期日

この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　三の4及び2の一部　公布の日

㈡　二及び2の一部　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第一九八号）

（厚生労働省）

1　地方公営企業等の労働関係に関する法律第一七条第一項に規定する職員又は同法附則第五項に規定する地方公務員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認を受けて勤務しない時間についてこれらの者の業務に従事させるため、平成二五年四月一日から改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に行われた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第二条第二項に規定する短時間勤務職員の任期を定めた採用は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第一七条第一項又は附則第五項において準用する改正法附則第八条の規定による改正後の地方公営企業法第三九条第六項の規定により読み替えて適用する改正法附則第一二条の規定による改正前の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による採用とみなすものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九九号）

（内閣官房）

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二五号）の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（政令第二〇〇号）（内閣官房）

1　法第五条第一項の政令で定める期間

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二五号。以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とすることとした。（第一条関係）

2　法第一二条第一項の政令で定める事項

法第一二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとすることとした。（第二条関係）

㈠　業務の内容

㈡　業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項

㈢　報酬に関する事項

㈣　契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項

㈤　特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

3　法第一三条第一項の政令で定める期間

法第一三条第一項の政令で定める期間は、六月とすることとした。（第三条関係）

4　附則

㈠　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、法の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（環境省）

1　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成一六年法律第七八号）第二条第一項の政令で定める特定外来生物として、次に掲げる生物を追加することとした。（別表第一及び別表第二関係）

㈠　アフリカヒキガエル及びオオサンショウウオ属に属する種のうちオオサンショウウオ以外のもの

㈡　オオサンショウウオ属に属する種と同属に属する他の種の交雑により生じた生物

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（こども家庭庁）

1　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第一七条第一項の政令で定める計画として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第八条第一項に規定する都道府県基本計画及びこども基本法第一〇条第一項に規定する都道府県こども計画を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。